

2019年度の三六協定上限規制の法改正に対する対応について

1 改正概要

厚生労働省から告示されている三六協定で締結できる時間の上限規制に関し、下記のとおり法改正が検討されている。

【現行制度】

	期間	規制内容
一般条項	1日	規制なし
	2か月	81時間(休日労働を除く。)
	1年	360時間
特別条項	1日	規制なし
	2か月	期間中の時間は規制なし (適用は年3回まで)
	1年	規制なし



【新たな三六協定時間の上限規制(案)】

	期間	規制内容
一般条項	1日	規制なし
	1か月	45時間(休日労働を除く。)
	1年	360時間
特別条項	1日	規制なし
	1か月	100時間未満 (休日労働を含む。) (適用は年6回まで)
	1年	720時間
	その他	2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の各平均80時間以内(休日労働を含む。)

2 法改正に対する対応等

2018年度は、従来どおり、2ヶ月を一定期間とする協定を締結したいが、一定期間を1ヶ月とする見直しが検討されていることから、2019年度に向けて、各局の時間外労働状況を1ヶ月の上限規制の時間数に当てはめて検証していくこととする。

また、法改正への助走期間と位置づけ、郵便局及び地方本部へ単月ごとの時間外労働の状況を提供した上で、運用上、同規制の範囲内に収めるよう努めていく。